

甲議第6号

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
甲府市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月23日提出

甲府市議会議長 兵 道 顕 司 様

提出者	甲府市議会議員	廣 瀬 集 一
賛成者	甲府市議会議員	長 沢 達 也
〃	〃	坂 本 信 康
〃	〃	小 澤 浩
〃	〃	深 沢 健 吾
〃	〃	鮫 田 光 一
〃	〃	輿 石 修
〃	〃	小 沢 宏 至
〃	〃	寺 田 義 彦
〃	〃	中 村 明 彦
〃	〃	清 水 英 知
〃	〃	山 田 弘 之

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則

甲府市議会会議規則（昭和50年3月議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第175条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市又は議会の重要事項で議長が必要と認めるものに関する協議又は調整	全議員	議長
会派代表者会議	会派間の意見の調整及び連絡並びに議会活動に関する協議	議長、副議長及び会派の代表者	議長
正副委員長会議	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に関する協議又は調整	各委員会の正副委員長	議長
広聴広報委員会	広聴広報機能の充実に関する協議又は調整	会派代表者会議において選出した広聴広報委員	委員長
調査研究会	市又は議会の課題に関する調査研究及び協議又は調整	会派代表者会議において選出した各課題に係る調査研究会委員	各課題に係る調査研究会会長

附 則

この規則は、令和3年7月12日から施行する。

提案理由

甲府市議会基本条例の制定に伴い、広報委員会を廃止し広聴広報委員会を設けるについては、この規則を制定する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。